

「地理空間情報高度活用社会実現に向けた民間からのGIS政策への要望」について  
 ～GIS官民推進協議会における民間側要望に対する回答～

平成19年3月15日  
 測位・地理情報システム等推進会議  
 測位・空間情報の整備に関するワーキンググループ

要望内容	政府側回答	修正案
<p>1 .目指すべき社会実現へのスローガンの必要性                      具体的な将来の目指すべき社会（目標）を国民全てがイメージを共有出来るわかりやすいスローガンを掲げて進める。（例えば、「世界をリードするGIS先進国家」の実現）</p>	<p>本計画に副題をつける。</p>	<p>副題を「世界最先端の「地理空間情報高度活用社会」の実現を目指して」とする。</p>
<p>2 .GISの国民への浸透                      「GIS EXPO」のような展示会開催のほかに、「GIS」・「地理空間情報」といった概念が広く一般の国民に浸透するような施策を行う。</p>	<p>本文を修文する。</p>	<p>12p「3.(1)普及・啓発の推進」の1行目を「地理空間情報が<u>いかに国民生活と密接な関係を有しているかをPRするとともに、その活用の有効性等を～</u>」と修文する。</p>
<p>3 .公共測量作業規程見直しにおける民間参入への期待                      公共測量作業規程見直しについて、既存の測量業者以外が参入できる見直しを期待する。（例えば、品質規程の導入など）</p>	<p>精度の確保や行政のコスト削減等を前提に、民間測量成果を公共測量に利用する可能性について検討している。                      趣旨を踏まえ本文を修正する。</p>	<p>10p「1.(2) 地理空間情報の整備・流通に関するルールの確立等」の7行目を「～担保する方法、<u>民間測量成果を公共測量に利用することについての検討等を行うとともに、台帳・統計情報等の～</u>」と修文する。</p>
<p>4 .基盤地図情報整備の更新頻度や精度について                      民間企業が商品配送のルート情報や店舗開発のマーケティングに利用するには、鮮度や精度を必要とするので、基盤地図情報の鮮度や精度が担保されるようなしくみ作りを望む。</p>	<p>本文を修文する。</p>	<p>8p「1.(1) 基盤地図情報の整備・更新」の6行目を「～基盤地図情報のデータ項目を含む地図データが基準・ルールに基づき整備され、<u>できる限り新鮮で高精度なものとして維持されるよう、国において、技術支援～</u>」と修文する。</p>
<p>5 .図面の電子化の推進とそのデータの基盤地図情報の更新への利用</p>	<p>工事図面を活用した基盤地図情報の更新技術開発については別表</p>	<p>12p「3.(4)技術開発の推進」の2行目を「～、<u>工事図面のCADデータ等を活用し</u></p>

<p>道路等の工事設計図面の電子化を推進し、そのデータを基盤地図情報の更新に利用するしくみ作りを進める。</p> <p>・「共用空間データ」構築支援  国のGIS事業実施において地方公共団体の「共用空間データ」構築を支援する。(水土里情報の整備【農林水産省】など)</p>	<p>50番に明記してある。  なお、本文も修文する。</p> <p>8p「基盤地図情報の整備・更新」の下4行において「共用空間データ」整備に関する支援を明記している。  なお、自治体の共用空間データの整備と国の事業(補助事業含む)にあたっては相互に連携を図っていく。</p>	<p><u>た基盤地図情報の更新技術、GISの操作性の向上～</u>」と修文する。</p> <p>-</p>
<p>6.官が保有する地理空間情報の提供・流通に関する要望</p>		
<p>(1)国勢調査データの正確性の確保</p>	<p>次回の国勢調査に関しては、「国勢調査の実施に関する有識者懇談会」において、郵送回収やインターネット申告の導入など、調査方法等の抜本的な見直し方策が提言されたところである。今後、この提言も踏まえ、より正確で鮮度の高い統計データを提供することができるよう努力する。</p>	<p>-</p>
<p>(2)・道路ネットワークデータの基盤地図情報とのセットでの提供</p> <p>・構造物に関する情報等の提供</p>	<p>交通規制情報の提供については、別表19番に明記してある。  なお、本文にも追加する。</p> <p>構造物の情報の提供については、セキュリティー等の様々な面からの検討が必要である。</p>	<p>10p「1.(2)地理空間情報の提供等」の4行目を「～インターネットを通じて無償で提供するほか、<u>都道府県警察で管理する交通規制情報の提供を推進する。</u>」と追加する。</p> <p>-</p>

<p>・VICS リアルタイム混雑情報の補正後データの提供</p>	<p>なお、VICS の道路リンク毎の過去データは、すでに、(財)道路交通情報センターから提供されており、利用者は自由に統計処理できるようになっている。</p>	<p>-</p>
<p>7 .国家安全に関する情報公開への配慮の必要性  地理空間情報は、ナショナル・セキュリティーの重要情報であるから、具体的施策として早急にガイドライン等の作成を望む。</p>	<p>本文を修文する。</p>	<p>11 p 「 1 . (2) 個人情報の保護、国の安全に及ぼす影響等への配慮等」最後の 2 行を「<u>ウ . 国の安全に及ぼす影響</u>」とタイトルをつけ「<u>例えば、重要な施設の詳細が公開されている情報を超えて明らかとなるような画像情報については、国の安全の観点から提供に一定の配慮が必要である。このため、地理空間情報の流通が国の安全に及ぼす影響や国の安全にかかわる地理空間情報の管理について、国は、調査検討を行う。</u>」と修文する。</p>
<p>8 .デジタル画像アーカイブセンター設立  国土地理院、海上保安庁、地方公共団体などの行政機関が所有する航空写真をデジタル化アーカイブ化して、場所や撮影時期をキーにワンストップにて国民が検索を行いダウンロードして利用出来るしくみ(センター)を構築する。</p>	<p>本文を修文するとともに、別表に追加する。</p>	<p>10 p 「 1 . (2) 地理空間情報の提供」4 行目を「<u>～また、国、地方公共団体等の保有する空中写真を、地図上でワンストップで閲覧可能とするデジタル画像アーカイブ (収蔵庫)システムを整備する。さらに、地方公共団体の地理空間情報の～</u>」と修文する。</p> <p>「別表 地理空間情報全般に係る施策」の 32 番に「<u>国、地方公共団体等の保有する空中写真を、地図上でワンストップで検索できる『航空写真画像情報所在検索・案内システム』の接続機関を増やす等の取組を充実させる。</u>」を追加する。</p>

<p>9 .政府の率先したG I S利用や人材採用</p> <p>政府は、GIS を政策判断に積極的に活用するとともに、GIS を使った情報発信を率先して行う。</p> <p>また、GIS の政策判断への利用については、国だけでなく地方公共団体でも必要であることから、地方公共団体へもかかる利用が普及するよう必要な施策を実施する。</p>	<p>本文を修文する。</p>	<p>12 p「 2 .(1)国における利用・活用」の1行目を「～地理空間情報を高度に活用するとともに、<u>政策判断や国民への情報提供などにおいて～</u>」と修文する。</p>
<p>10 .ハザードマップ作成の全国整備</p> <p>昨今、地震や土砂水害等大規模災害が危惧されていることから、行政がハザードマップを作成し住民へ情報公開する必要性が高まっている。一方、地方公共団体は財政難からその整備が遅れていることから、国が積極的に地方自治体の各種ハザードマップ整備支援を行い、早期全国整備を実現する。</p>	<p>本文を修文する。</p>	<p>10 p「 1 .(2)地理空間情報全般に係る施策」の2行目を「～<u>地形図、ハザードマップ等の主題地図データ、台帳・統計情報～</u>」と修文する。</p>
<p>11. 電子申請・納品の推進</p> <p>道路関係図面等の電子申請・納品を推進し、データ作成や入力作業等の官民相互の合理化を進める。</p>	<p>本文を修文する。</p>	<p>12 p「 3 .(4)技術開発の推進」の2行目に「～<u>工事図面のCADデータ等を活用した基盤地図情報の更新技術、GISの操作性向上等の～</u>」</p>
<p>12 .GISサービスを利用するためのAPIの標準化と公開</p> <p>GISサービス利用者の視点に立って、今回の地理空間情報の整備と合わせ、GISサービスを利用するためのAPIを公開する。</p>	<p>別表を修文する。</p>	<p>別表 43 の「地理情報共用WEBゲートウェイの構築」を「～各府省のシステムが共通して備えるインターフェイス(<u>当面は国際標準規格であるW M S : Web Map Server Interface</u>)の普及を促進するとともに～」と修文する。</p>
<p>13 .GIS普及に向けた国産GIS検索エンジン・アプリケーション開発支援や税制優遇措置</p> <p>GIS普及策としての税制優遇措置や国産のGIS検索エンジンやアプリケーションの開発支援を行う。</p>	<p>国産のGIS検索エンジンやアプリケーションの開発支援には、どのような税制措置が必要なのか具体的に御提案願いたい。</p>	<p>-</p>
<p>14 .衛星リモートセンシングデータの利用促進</p> <p>広域災害や環境問題に対して広</p>	<p>本文を修文する。</p>	<p>10 p「 1 .(2)地理空間情報全般に係る施策」の2行目を「～<u>台帳・統計情報、空中写</u></p>

<p>域を定期的にモニタリングするしくみが必要であり、近々に打上予定の高精度衛星データ（光学、レーダー）の解析・表現技術開発支援を行うほか、行政における防災・国土管理への利用促進を図る。</p>		<p><u>真、衛星画像等、多様な地理空間情報～</u>」と修文する。</p> <p>10p「1.(2) 地理空間情報の整備・更新」の1行目を「～<u>台帳・統計情報、空中写真、衛星画像等の地理空間情報～</u>」と修文する。</p> <p>12p「3.(4)技術開発の推進」の2行目を「～<u>測量技術の高度化、人工衛星によるリモートセンシングデータや各種センサー機器等による地理空間情報の取得技術、～</u>」と修文する。</p>
<p>15 .G I S 官民推進協議会構成員について G I S 事業を行う企業から G I S 官民推進協議会への参加希望がある。</p>	<p>11p「4.(2) G I S 官民推進協議会の充実に明記してある。</p>	<p>-</p>

以上